# Legal Networks News Letter

2016.01

【発行責任者】
勝山　竜矢

【記事担当者】
菊地　芳枝



〒160-0022
新宿区新宿1-36-12
サンカテリーナビル6F
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
03-6328-2239


## 新年明けましておめでとうございます

旧年中は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございました。

本年も貴社の更なる発展のため、微力ながら尽力して参りますので、変わらぬお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

リーガルネットワークス
スタッフ一同

## 雇用保険の手続きにマイナンバーの記載が必要になります

今年も労働関連の法改正や手続きに関する情報について、お伝えしていこうと思っております。自己の勉強も兼ねておりますので、拙い内容となっておりますが、今年もどうかお付き合いの程よろしくお願いいたします。

マイナンバーに関しましては、昨年よりお客様から様々なご相談をお受けしているところでございます。マイナンバー専用システムを導入されるお客様、紙ベースで個人番号の保管をされるお客様。

それぞれのお客様のご状況に応じた運用方法をご提案させていただいております。

そんな中、いよいよ今月からマイナンバー制度が開始します。まず、実務面で一番早く影響が出てくるのが、**雇用保険の手続き**です。

雇用保険の届出にマイナンバー記載が**「努力義務」から「義務」へと変更**になりました。（先月十八日に改定された「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」による）

これによりポイントとなってくるのは、従業員様がマイナンバーの提供を拒否した場合にも、**会社が提供を求めた記録などを書面で残しておくことにより、単なる義務違反ではないことを明確にしておくこと**などが考えられると思います。

そのほかに雇用保険に関して変更された点は、**「雇用継続給付の申請」**の取り扱いについてです。

雇用継続給付には、高年齢雇用継続給付や育児・介護休業給付があります。これらの手続きは、基本個人が申請するものですが、事業主が申請書を提出する場合は、添付書類が増えます。

事業主が本人に代わって提出する場合は、事業主を「代理人」扱いとすることになったため、

①事業主が本人に代わって雇用継続給付の申請を行うことについて締結する労使協定の写し

②委任状

③番号確認書類（個人番号カード／通知カード／個人番号記載の住民票の写し）

などが添付書類として必要となってきます。

しかし、マイナンバーを記載するのは、これらの手続の初回の申請のみでよいので、たとえば育児休業給付の申請を2か月に一回申請する場合に、申請ごとに必要となってくるものではありませんので、そんなに心配することはありません。

③の確認書類の写しですが、番号収集時にも本人確認のために提出してもらうものですので、雇用継続給付申請が見込まれる従業員様の分は、すぐ廃棄せずに保管しておくということも検討が必要ですね。

## 1月のスケジュール

| | |
|---|---|
| 1/1～1/31 | 12月分社会保険料の納付 |
| 1/1～1/10 | 源泉所得税・住民税の納付 |
| 1/1～1/31 | 労働保険料第3期分の納付<br>※延納申請をしている場合 |
| 1/31まで | 給与支払報告書の提出 |

各従業員様　のお住いの市区町村へ昨年の給与所得を報告します。
会社へ送られる給与支払報告書総括表を処理担当者へお渡しください。

| | |
|---|---|
| 1/31まで | 法定調書の提出 |

## ★編集後記★

先月は年末調整事務を受託させていただいているお客様におかれまして、書類提出・確認などに対する迅速なご対応、誠にありがとうございました！無事、今年が迎えられました。